

令和 2 年 6 月 2 2 日

尾道市公立大学法人評価委員会 様

尾道市長 平谷 祐 宏

公立大学法人尾道市立大学役員の報酬等の支給基準について

このことについて、公立大学法人尾道市立大学役員の報酬等について支給基準の変更があり、地方独立行政法人法第 5 6 条第 1 項の規定により準用される同法第 4 8 条第 2 項に基づき届出がありましたので、同法第 4 9 条第 1 項の規定により、通知します。

<変更事項>

役員報酬（理事長及び理事）について、当分の間、1. 5%減額していたものを、令和 2 年 3 月 3 1 日までの間とする。

<変更理由>

設置者（尾道市）の給与制度の改定に併せて、改定されたもの。